

京都市告示第502号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年11月28日

京都市長 門川大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
山科東野緯9号線	山科区東野舞台町31番地の5地先から 同町29番地の1地先まで	告示の日
西七条緯1号線	下京区西七条東御前田町37番地の2地先から 同町38番地の5地先まで	同上

(建設局土木管理部道路明示課)